

# 新たな防火規制の導入について

# まちづくり協議会の設立について

新たな防火規制とは、建物をより燃えにくくするための制度です。

今後、みなさまが建替えを行う際に、1、2階の木造の建物であっても、耐火建築物または準耐火建築物とする必要があります。

現状		
延べ面積 500㎡以下 かつ2階以下	延べ面積 500㎡超 または3階以上	延べ面積 1500㎡超 または4階以上
・木造の建物 ・防火構造の木造建築物	準耐火建築物	耐火建築物

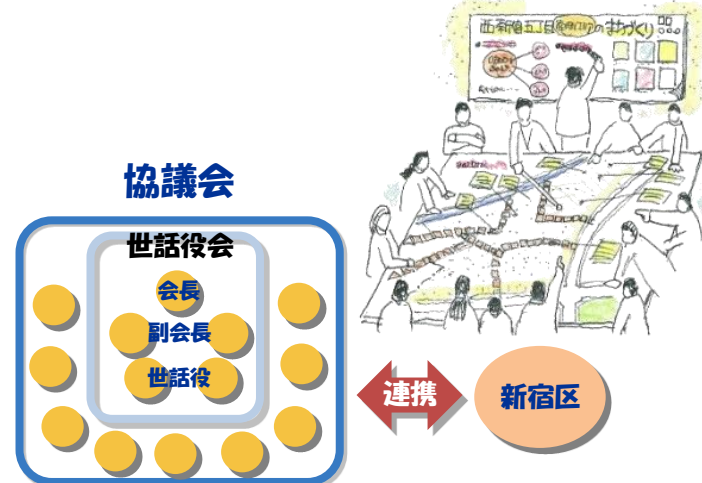
新たな防火規制	
延べ面積 500㎡以下 かつ3階以下	延べ面積 500㎡超 または4階以上
準耐火建築物	耐火建築物

**新たな防火規制が導入されると…**

- 消火・救助活動の時間や安全に避難する時間が確保できます。これにより、大火が起こる可能性が低くなり、地区全体の防火性が向上します。

当地区のまちづくりを進めていくため、みなさまのご要望やご意見をより反映する組織として、「まちづくり協議会」を設立します。前回の懇談会において、協議会にご協力いただく世話役の方々を推薦されました。

今後、区は、この方々と協議会の開催日程や話し合う内容などを相談しながら進めていきます。



# 西新宿五丁目まちづくりニュース

## 『まちづくりを考える懇談会(第7回)』を開催します！

ご参加ください！

個々の建替えや共同建替え等を踏まえ、南側エリアにふさわしいまちづくりのルール（地区計画等）の検討や新たな防火規制の導入について話し合っていきます。是非、ご参加ください。

- 日時** 平成28年11月4日(金) 午後6:30～
- 内容**
  - ・まちづくり協議会の設立について
  - ・まちづくりルールの検討について
  - ・新たな防火規制について
- 場所** 淀橋会館 3階会議室 (住所：西新宿5-6-1)



ご報告

## 「まちづくりを考える懇談会(第6回)」を開催しました。

8月31日(水)、淀橋会館にて開催し、約30名のみなさまにご参加いただきました。当日は、下記の内容についてご説明し、意見交換を行いました。また、今後アンケートを実施することをお知らせしました。



懇談会の様子

- 主な内容**
- まちづくりルールの検討について
  - 新たな防火規制の導入について
  - 不燃化建替え助成について
  - まちづくり協議会の設立について

- 《懇談会で出された主なご意見》**
- まちづくりに関する大きな考え方をつくり、それに基づき道路や建物について考えてはどうか。
  - 西新宿五丁目南側エリアらしい、特徴あるまちにしたい。
  - 道路が拡幅されると容積率が増加することがわかった。まずは道路について検討すべきではないか。

まちづくりアンケートにご協力をお願いします！ (2ページ)

## アンケートの締め切り

# 11月4日(金)

回答欄に記入し、ハガキを切り取り、以下のいずれかの方法でお送りください。

- ①郵便ポストへ投函(切手は不要です)
- ②ファクス(03-3209-9227)
- ③メール(bosaitoshi@city.shinjuku.lg.jp)



●お問い合わせ  
新宿区 都市計画部 防災都市づくり課  
(添田・佐藤・花淵・矢萩)  
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 本庁舎7階  
TEL 03-5273-3844(直)  
FAX 03-3209-9227  
E-mail bosaitoshi@city.shinjuku.lg.jp

●協力 淀橋町会

(切り取り線)

(切り取り線)  
郵便はがき

1 6 0 8 7 9 1

422

新宿区歌舞伎町1-4-1

新宿区 都市計画部  
防災都市づくり課 行



差出有効期間  
平成28年12月  
31日まで  
(切手不要)

## 8 自由回答欄

---



---



---



---



---



---



---



---

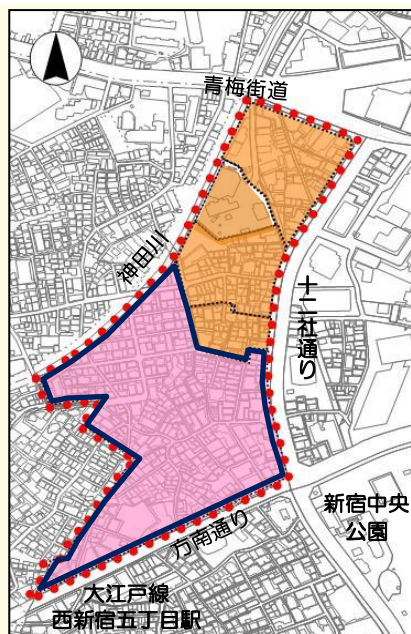
# まちづくりアンケートにご協力をお願いします。

まちづくりルール（地区計画等）の検討や新たな防火規制の導入にあたり、みなさまのご意見を伺うため、まちづくりアンケートを行います。ご回答いただいた内容は、まちづくりニュースなどで12月頃にお知らせします。是非、ご協力をお願いします。

- 本アンケート調査は、南側エリアに土地・建物の権利をお持ちの方やお住まいの方、営業されている方を対象としています。
- アンケートの結果については、厳重に管理し、南側エリアのまちづくりの検討以外には使用することはありません。

## まちづくりアンケート調査票

- 各設問について、ハガキの回答欄の該当する番号を○で囲んでください。
- 各設問の「その他」を選ばれた方で、ご意見のある方は、ハガキの自由回答欄にお書きください。スペースが足りない場合は、FAX、メールでお寄せください。



■ アンケート対象区域  
 ..... 不燃化特区エリア

### 1 本地区の将来のまちづくりを考える上で大切にしたいことは何ですか？ (○はいくつでも)

- ①災害に強いまち
- ②閑静なまち
- ③賑わいのあるまち
- ④外観が整ったまち
- ⑤みどりが豊かなまち
- ⑥コミュニティを大切にしたいまち
- ⑦その他

### 2 本地区では、災害時にどのような危険性があると感じますか？ (○はいくつでも)

- ①地震の際、自宅や近所の建物やブロック塀などが倒壊する恐れがある
- ②木造住宅が多く、火災が延焼する恐れがある
- ③自宅周辺の道路が狭く、避難場所へ安全に避難できない
- ④道路が狭く、消防車や救急車が入れない
- ⑤行き止まり道路があり、避難上危険である
- ⑥自力で避難できるか心配である
- ⑦その他

### 3 本地区のまちづくりについて、どのような取り組みが必要だと思いますか？ (○はいくつでも)

- ①緊急車両の進入路や避難経路となるよう骨格となる道路状空間を確保すること
- ②幅員4m未満の狭い道路の拡幅整備を行うこと
- ③建物が密集しないように、敷地の細分化を防ぐこと
- ④建物のデザインや色彩にルールを決めること
- ⑤高い建物が建てられるようにすること
- ⑥低層のまちなみを守るように建物の高さの限度を決めること
- ⑦複数の地権者が共同で再開発を行うこと
- ⑧個別の建替えの際に、建築基準法による制限を緩和すること
- ⑨公園などを確保すること
- ⑩その他

### 4 建物の耐火性能の強化を図るために、区では本地区で「新たな防火規制」の導入を考えています。このことについてお聞きします。

#### (1)「新たな防火規制」の制度についてご存じでしたか？ (○は1つ)

- ①まちづくりニュースを読んで知った
- ②懇談会に出席して知った
- ③知人などから聞いて知った
- ④知らなかった
- ⑤その他

#### (2)「新たな防火規制」を導入することについて、ご意見をお聞かせください。(○は1つ)

- ①防災上、「新たな防火規制」は必要である
- ②「新たな防火規制」とあわせて緩和措置があるとよい
- ③その他

### 5 本年6月から開始した不燃化建替え助成についてお聞きします。

#### (1)当地区は、木造住宅の不燃化建替え費用等を助成する地区となっています。ご存じでしたか？ (○は1つ)

- ①まちづくりニュースを読んで知った
- ②懇談会に出席して知った
- ③知人などから聞いて知った
- ④知らなかった
- ⑤その他

#### (2)今後、建築物の建替え及び除却(取り壊し)などの計画がありますか？ (○は1つ)

- ①1年くらいの間に考えている
- ②10年くらいの間に考えている
- ③今のところ考えていない
- ④その他

### 6 所有形態についてお聞きします。(○は1つ)

- ①土地のみを所有
- ②建物のみを所有
- ③土地・建物を所有
- ④土地・建物は所有していない

### 7 今後も本地区で居住・営業する意向はありますか。(○は1つ)

- ①今後も居住・営業したい
- ②できれば今後も居住・営業したい
- ③どこか別の地区に移転したい
- ④その他

### 8 まちづくりについて、ご意見がありましたら、ハガキの自由回答欄にお書きください。スペースが足りない場合は、FAX、メールでお寄せください。



## 不燃化建替え助成について

区は、木造住宅密集地域の改善のため、木造住宅の不燃化建替え費用等の助成を開始しました。本地区は、助成の対象地区となります。

助成対象事業		助成額
不燃化建替え	木造住宅の耐火建築物・準耐火建築物への不燃化建替え工事	上限額 300万円
	木造住宅の除却(取り壊し)工事	上限額 100万円
除却	昭和56年5月31日以前に着工されたもの	上限額 50万円

※助成額は、補助対象事業費×3/4以内の額となります。ほかにも、助成要件等があります。事前にお問い合わせください。

### まちづくりアンケート回答欄

選択された番号に○をつけてください。

1 (○はいくつでも)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
2 (○はいくつでも)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
3 (○はいくつでも)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
4(1) (○は1つ)	①	②	③	④	⑤		
4(2) (○は1つ)	①	②	③				
5(1) (○は1つ)	①	②	③	④	⑤		
5(2) (○は1つ)	①	②	③	④			
6 (○は1つ)	①	②	③	④			
7 (○は1つ)	①	②	③	④			

締め切りは 11月4日(金)です。

※住所・名前・電話はご記入の必要はありません。